

●まちのお知らせ

お問い合わせは安八町役場 ☎64・3111

◇国民健康保険だより◇

◆9月は国民健康保険被保険者証の更新月です

現在お持ちの被保険者証の**有効期限は平成29年9月30日(土)**です。
新しい保険証が9月30日(土)までに簡易郵便書留にて世帯主あてに届きますので、現在お持ちの保険証は**10月1日(日)以降**に破棄してください。
なお、保険料の滞納がある場合は、納付相談を受けていただきます。
※保険料を滞納すると、負担公平の見地から、財産差し押さえなど滞納処分の対象となります。

◆窓口によくある質問

Q. 国民健康保険には必ず入らないといけないの？

A. 日本では、国民すべてが何らかの医療保険に加入することになっています。(国民皆保険制度)
職場の健康保険を脱退したときから、国保で医療を受ける権利と同時に、保険料を納める義務が生じます。再就職先が確定するまでの間、あなたの意志に関わらず、国保に加入しなければなりません。なお、国保の手続きは世帯主の方が行ってください。

Q. 勤務先と国保から保険料を二重に請求された場合は？

A. 国保の脱退届出が必要です。職場の健康保険と違い、国保の手続きはすべて世帯主が行わなければなりません。職場の健康保険証が交付されましたら、必ず届出をしてください。

Q. 引越しのときに国保の届出は必要なの？

A. 国保は市区町村単位で運営されています。そのため、医療を「国保」で受けることは変わらなくても、あなたの属する国保は転出により変更する必要があります。転出届の際は、国保の保険証もお忘れなく。

【問い合わせ先】 国保の手続きに関すること 住民環境課 ☎64・7105 (直通)
国保の保険料に関すること 税 務 課 ☎64・7102 (直通)

「ゆ～みんぐ」入場券の料金改定及び販売について

10月1日(日)より大野町にある屋内温水プール「ゆ～みんぐ」の入場券の料金が改定されることに伴い、回数券の販売金額が、下記のとおり変更になります。

変更となる回数券(11枚綴り)の種類と販売金額

	小人(中学生以下)回数券	大人(高校生以上)回数券	老人(70歳以上)回数券
現 行(町助成有)	2,000円(1,500円)	4,000円(3,000円)	2,000円(1,500円)
変更後(町助成有)	3,000円(2,250円)	5,000円(3,750円)	3,000円(2,250円)

新たに販売される回数券(11枚綴り)の種類と販売金額

	障がい者回数券	障がい者の介護者回数券
販売金額(町助成有)	1,000円(750円)	1,000円(750円)

注意事項

現在お持ちの回数券を10月1日以降にご利用になる場合は、入場の際に100円を追加でお支払いいただく必要があります。
障がい者回数券のご購入及びご利用の際は、障がい者手帳の提示が必要です。
町が助成する回数券は総合体育館、ハートピア安八、中央公民館、勤労青少年ホームで購入できます。